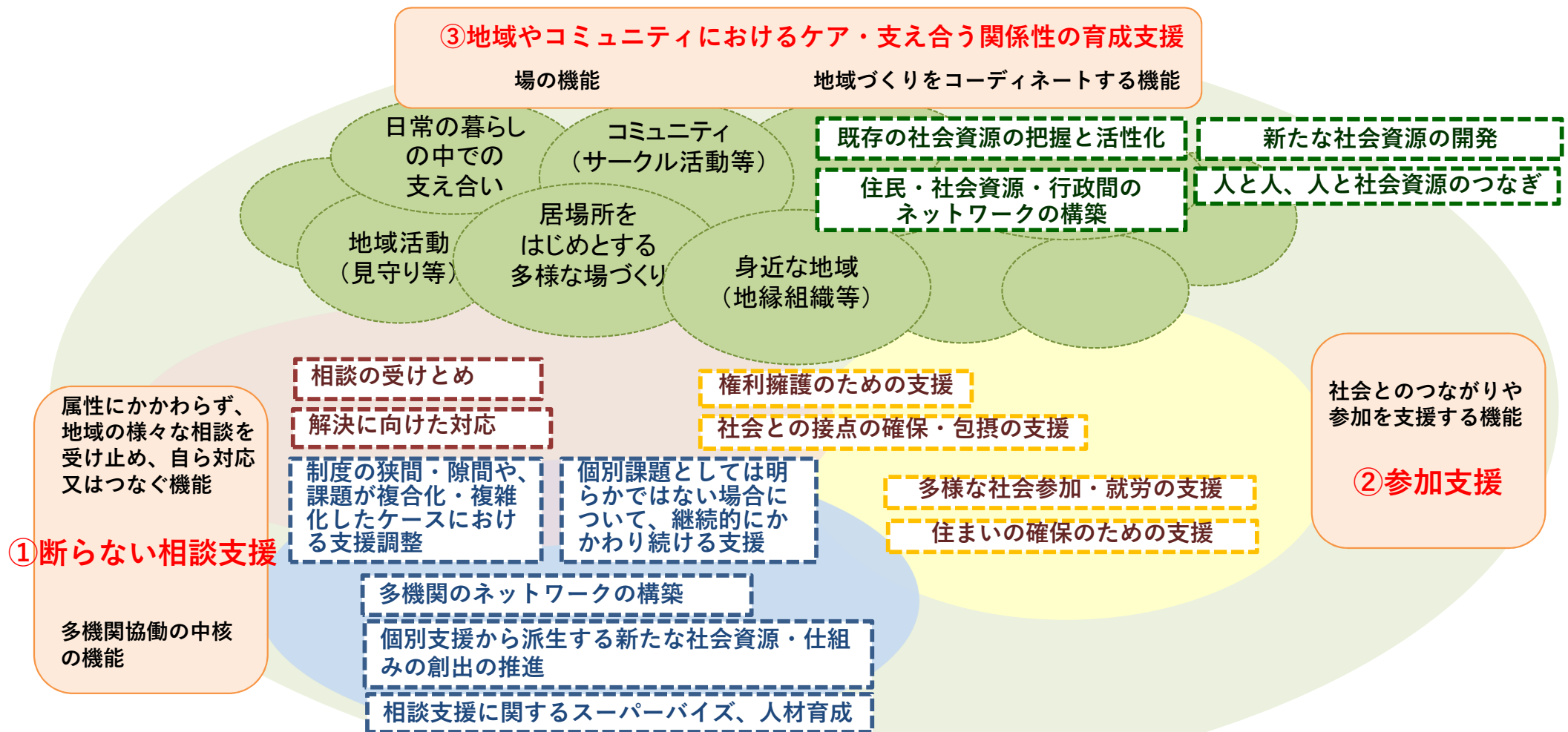


# 新たな事業の枠組みについて

# 新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①断らない相談支援
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



# 市町村の包括的支援体制の構築

## 新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

## 【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

### ①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

### ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

### ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
  - ①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
  - ②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

## (市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、域内における包括的な支援体制の整備方針について、検討を行う。
- 特に、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、行政からのお仕着せにならないように、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 一度整備した体制についても、関係者間で振り返りや議論を行うことで、柔軟に見直し、試行錯誤しながら改善していく。<sup>2</sup>

## 第1の機能 断らない相談支援

### 1. 機能

◆市町村内で、「断らない相談支援」を行う体制を構築するため、属性毎に制度化されている相談支援事業を一体的に行う事業として再編する(対象となる相談支援は、地域支援事業(介護)、地域生活支援事業(障害)、利用者支援事業(子ども)、自立相談支援事業(生活困窮者)を想定)

◆「断らない相談支援」の事業は大きく以下の3つを要素とする。更に、効果的な支援とするためには、特に②及び③の機能を強化していくことが求められる。これらの機能については、新たな事業における財政支援の対象とする。

①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能

②世帯全体を見渡し、世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能(多機関協働の中核の機能)

③個別制度につなぎにくい課題等に関して、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

(参考)中間とりまとめ抜粋

○ 本検討会における議論においても、

- ・ 断らず受け止めるという入口とともに、受け止めた後、継続的に関わる支援も併せて重要であり、
- ・ 継続的な支援を展開する際にいずれの者が中心として関わっていくか、支援体制の構築に当たって困難を感じることもある

との意見があった。

○ (中略) 断らない相談支援の機能としては、「(ア) 多機関協働の中核を担う機能」、「(イ) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能」に加え、「(ウ) 継続的な関わりを可能とする機能」を確保することが必要と考えられる。

## 第1の機能 断らない相談支援

### 2. 事業スキーム

◆市町村が「断らない相談支援」を実施する際の体制の要件として、以下を求める。具体的な相談支援体制は、自治体の実情に応じて柔軟に設計可能。

ア 介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施すること

イ ①から③までの機能を有すること

ウ 住民の視点から見た相談しやすさの観点から、市町村内に最低1か所の「断らない相談支援」を行う場を明示すること

### 3. 財政支援

◆市町村内の支援体制として、上記要件が具えられていることを前提に、以下の機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討。

- 属性ごとの相談支援の機能
- 多機関協働の中核の機能
- 継続的な伴走支援を中心的に担う機能

### 第2の機能 参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

#### 1. 事業の必要性と内容

- ◆断らない相談支援という「入口」が機能するためには、本人や世帯と社会とのつながりの確保や参加を支援し、継続的な関わりの接点を確保する機能(「参加支援」)が必要である。
- ◆参加支援の具体的な内容としては、本人や世帯の状況に合わせ、社会参加・就労支援、居住支援など多岐にわたる。
- ◆新たな事業を実施する市町村において、断らない相談と一体で実施される多様な参加支援の機能が必要。

(参考) 中間とりまとめ抜粋

- 社会的孤立など関係性の貧困が課題の複合化・複雑化の背景となっていることが多いことから、本人・世帯と地域との接点をどのように確保するかが重要であり、そのためには断らない相談支援と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援(社会とのつながりや参加の支援)が求められている。
- 参加支援を考えるに当たっては、本人・世帯と地域とのつながりや関係性の構築を中心に考え、場合によっては地域や参加の機会を作る主体(例えば、就労支援であれば、地域の中小企業など)への支援も行っていく必要がある。

## 第2の機能 参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

### 2. 事業スキーム

◆参加支援は個別性が高く、現行制度においても、対象者の属性ごとに様々なメニューが準備されている。「断らない相談支援」において受け止め、本人や世帯全体が感じている困難を整理することで、本人や世帯の課題が明らかとなる場合も多く、このような場合には、属性ごとに準備されている支援メニューへつなぐことで足りるため、参加支援に関する属性ごとの既存補助金等の一体的交付は行わない。

◆他方、相談支援から浮かび上がった参加支援のニーズに関し、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズ(※)が想定されるため、これらに対応する参加支援の機能を新たに整備する必要。

(※)8050世帯の50代の子ども、長期のひきこもり状態にある者など

◆具体的には生活困窮者自立支援制度における任意事業のメニューを念頭に、それら事業を狭間のニーズにも対応できるものとして新たな事業の一部として規定する方向で検討。

(※)生活困窮者自立支援制度の任意事業

- ・就労準備支援事業
- ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・子どもに対する学習・生活支援事業

### 第3の機能 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

#### 1. 事業の必要性と内容

- ◆本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を行うためには、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境が整備されていることが必要。
- ◆地域でのつながりは、住民同士の継続的な関わり合いを生み、地域のセーフティネットとして機能する。また、このような関係性は、個人が家庭や地域、社会の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たし、自身の自己肯定感や自尊心を育むことにつながっていく。
- ◆その結果、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐとともに、多様な参加の機会を生み出すことを通じて、地域コミュニティそのものを支えることにもつながるといふ好循環を生み出すことができる。
- ◆これを実現するためには、地域全体を見渡して全世代にわたる交流や参加の機会を確保するための継続的なコーディネートを取組を通じて、多様な参加の場や居場所を生み出していくことが必要となる。
- ◆このため、新たな事業として、大きく以下の2点を内容とする「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成の支援」のための事業を実施する。
  - ① ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
  - ② 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保



## 第3の機能 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

### 2. 機能の詳細

#### ① ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

※アとイが相互に密接に関係しながら、地域の活動を高める(地域のエンパワーメント)

##### ア. 個別の活動や人のコーディネート

- ◆ 既存の地域活動や日常の支え合いの把握と、実践者への支援による地域活動の活性化
- ◆ 住民の「やりたい」という思いを軸とした新たな地域活動の創出
- ◆ 顔の見える関係性に基づく、地域の人と人、人と居場所や参加の機会を取り持つ役割
- ◆ イのプラットフォームをコーディネート・活性化する役割

##### イ. 地域のプラットフォーム

- ◆ アのコーディネート機能と一体となって、地域において多様な参加の機会と居場所を発見し、生み出すため、
  - ・地域を知り、地域の役に立ちたいと考えている住民
  - ・多様な参加の機会や居場所を生み出す資源を有する地域関係者(産業分野、まちづくり分野、金融分野など幅広い関係者)
  - ・相互調整や情報提供、公的サービスへのつなぎを行う行政などがその都度集い相談、協議し、学び合う場
- ◆ アのコーディネート機能を支え、活性化する役割

(参考) 中間とりまとめ抜粋

- 地域住民の主体性を中心に置き、地域のつながりの中で提供されているケア・支え合う関係性を尊重するという姿勢が不可欠である。
- 地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠である。地域の暮らしを構成しているのは福祉だけではなく、本人や世帯、地域が抱える課題も直接福祉に関係するものだけではない。また、福祉を含む地域の社会経済活動は、地域社会の持続を前提としている。誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を確保する観点からは、地域の持続可能性への視点を持つとともに、まちづくり・地域産業など他の分野との連携・協働を強化することが必要。

### 2. 機能の詳細(続き)

#### ② 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

##### ◆ 以下のような視点を踏まえた、多様な居場所や参加の場の創出

- 世代や属性、国籍を超えた関わりを通じ、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む
- 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出す
- 住民と専門職が協働すること等を通じて、地域に開かれた福祉の実践を展開することにより、包摂的な地域文化を醸成する

(参考) 中間とりまとめ抜粋

○ さらに、福祉分野において講じられてきた地域づくりの実践では、一つの属性に着目して始まった取組が、属性を超える取組へと進化していく動きが見られる。また、地域づくりの取組は、子どもから高齢者まで多様な住民が参加し得るものであり、取組によって生まれ広がるケア・支え合いの関係性は、世代・属性を問わず住民の暮らしを支える基盤となる。また、多世代の関わりが生まれることにより、幼少期の頃から地域の文化や多様な暮らしぶりに触れ、地域への意識を育むことができるとともに、従来の地域のつながりの在り様が、新たな文化や価値観を受け入れるように変化していくことにもつながっている。

これを踏まえ、コーディネーターの配置や居場所を始めとする多様な場づくりなど、福祉の各分野における地域づくりの支援について、全世代・全属性対応へと再構成する必要性について検討すべきである。

○ また、地域住民同士のケア・支え合う関係性を育むに当たっては、幼少期の頃から多様性を認め合う意識を持ち、学びと対話、福祉教育を通して多様な人たちとの関わりができるようになることにより、既存の地域におけるつながりの質を高め、福祉課題に対する地域の無関心、偏見や差別といった問題を軽減することができることを認識することも重要である。

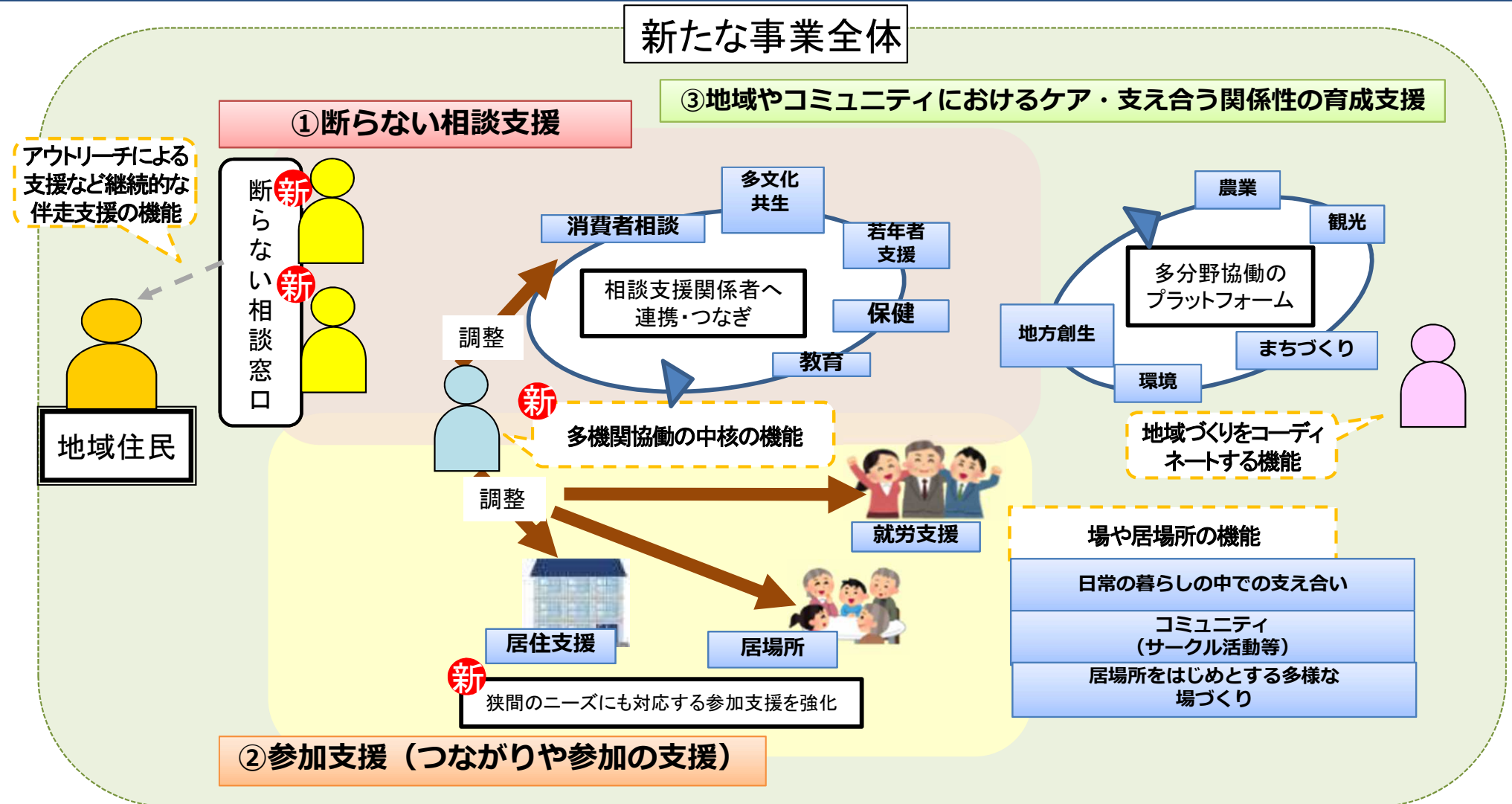
## 第3の機能 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

### 3. 財政支援

- ◆市町村内の支援体制として、以下の機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討。
  - ①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
  - ②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
  
- ◆既存制度として一括交付の対象となるものは、生活支援体制整備事業(介護)、一般介護予防事業(介護)、自立支援協議会(障害)、地域活動支援センター(障害)、地域子育て支援拠点事業(子ども)、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業(困窮)などが想定される。

# 新たな事業について(イメージ)

- 新たな事業を実施する市町村は、ニーズと資源の状況を勘案し、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につなぎ続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- このような地域への包摂に向けた伴走型支援を行う一方で、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



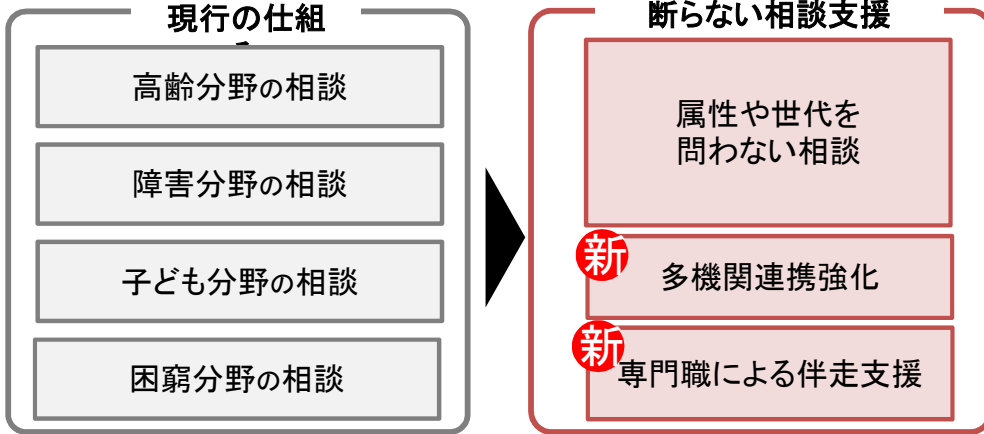
※①断らない相談支援、②参加支援(つながりや参加の支援)、③地域やコミュニティにおけるケア支え合う関係性の育成支援それぞれの概要については、P2参照

# 新たな事業と既存事業の関係

## ①断らない相談

【強化が求められる機能】

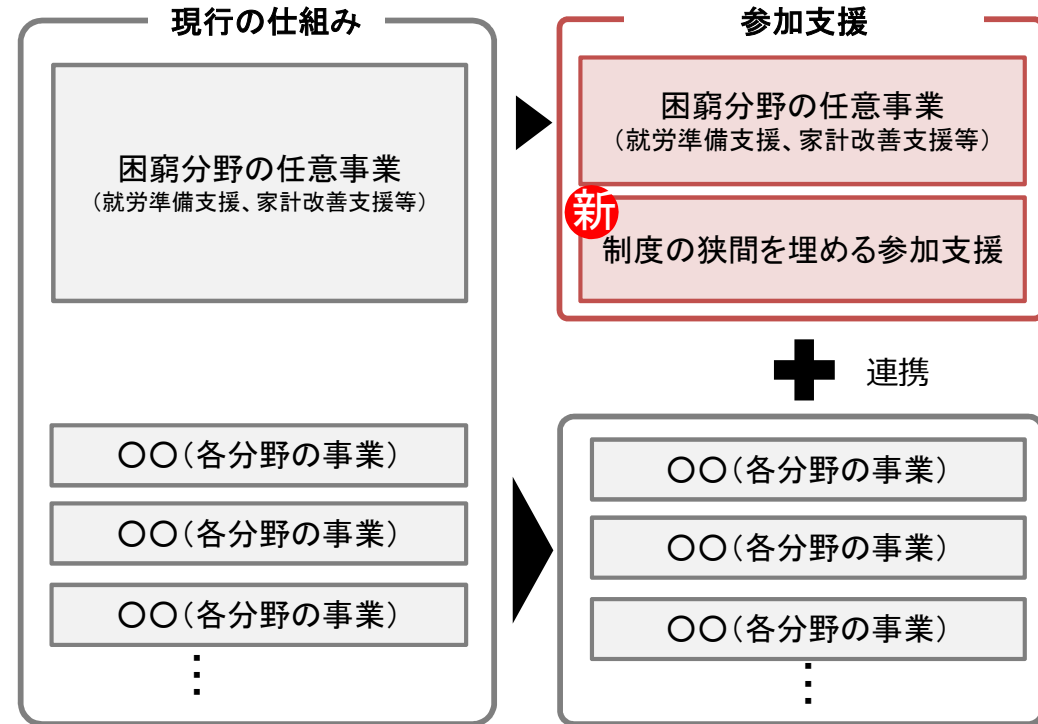
○ 対応が難しい事例、支援に時間を要する事例への対応を可能にする機能



## ②参加支援

【強化が求められる機能】

○ 断らない相談と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援の機能



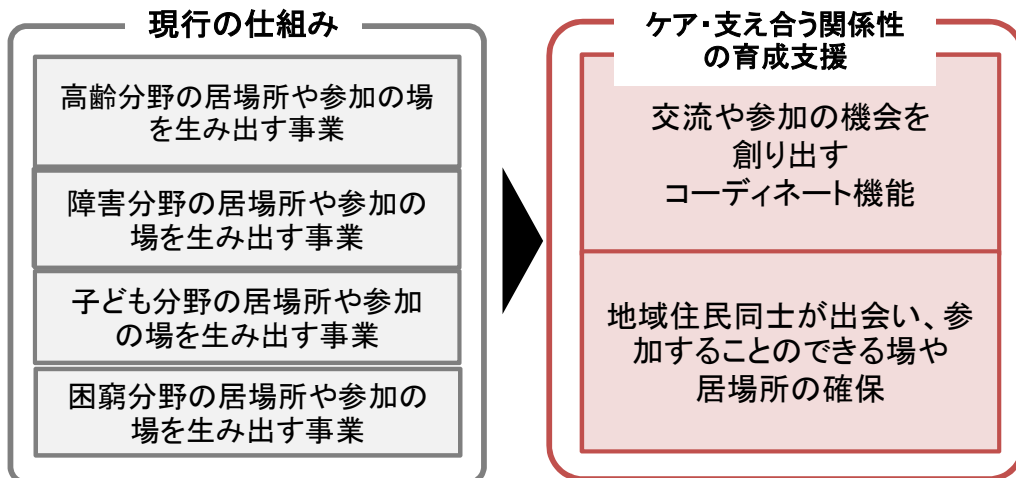
※ 各制度における既存の事業を活用しつつ、生活困窮者自立支援制度の任意事業に加え、制度の狭間にある方への参加支援のための事業を新たに創設する。

## ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

【強化が求められる機能】

①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保



## 各制度から財源を拠出する際の基本的な考え方(案)

※高齢者、障害者、子ども、困窮分野の事業を包括化する①「断らない相談支援」及び③「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」が対象

- 市町村が地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、柔軟かつ円滑に支援を提供できる仕組みとする。
- 具体的には、市町村の包括的な支援体制の中で、属性を越えた支援を可能とするため、国の財政支援に関しては、高齢、障害、子ども、困窮等の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みを検討。
- 高齢、障害等の既存の各制度で基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について、詳細に検討。その際、既存の制度からの拠出については、一定のルールに基づく機械的な方法による按分としてはどうか。
- なお、現行の各経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも配慮する観点からシーリング上、現在義務的経費とされているものについては、義務的経費として整理できるよう検討。

# 現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

|  | 実施主体                   | 事業の性質   | 国費の性質          |   | 地方財政法上の負担金への該当 | 実施自治体数                               | (センター等)設置箇所数  |
|--|------------------------|---|----------------|---|----------------|--------------------------------------|---|
|  |                        |   |                | 負担割合  |                |                                      |   |
| <b>介護</b><br>(地域包括支援センターの運営費)                        | 市町村                    | 義務的实施   | 義務的経費<br>(交付金) | 国 38.5%<br>都道府県 19.25%<br>市町村 19.25%<br>一号保険料 23% | ×              | 1,741市町村                             | 5,079カ所<br>(平成30年4月末時点)                                 |
| <b>障害</b><br>(基幹相談支援センター等機能強化事業)<br>+<br>(障害者相談支援事業) | 市町村<br>(複数市町村による共同実施可) | 任意的实施<br>(基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)                                       | 裁量的経費<br>(補助金) | 国 1/2以内<br>都道府県 1/4以内<br>市町村 1/4                  | ×              | 650市町村                               | 719カ所<br>(平成30年4月時点)                                    |
|  |                        | 義務的实施<br>(障害者相談支援事業)  | (交付税)          | —   | ×              | 1,741市町村                             | —   |
| <b>子ども</b><br>(利用者支援事業<br>基本型・母子保健型)                 | 市町村                    | ・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている<br>・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意 | 裁量的経費<br>(交付金) | 国 1/3<br>都道府県 1/3<br>市町村 1/3                      | ×              | 基本型<br>415市町村<br><br>母子保健型<br>798市町村 | 基本型<br>720カ所<br><br>母子保健型<br>1,183カ所<br>(平成30年度交付決定カ所数) |
| <b>生活困窮</b><br>(生活困窮者自立相談支援事業)                       | 都道府県・市・福祉事務所<br>設置町村   | 義務的实施   | 義務的経費<br>(負担金) | 国 3/4<br>実施主体 1/4                                 | ○              | 902自治体<br>(都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)      | 1,324機関<br>(平成30年4月時点)                                  |

# 生活困窮者自立支援法における任意事業

|                   | 就労準備支援事業  | 一時生活支援事業  |  | 家計相談支援事業  | 子どもの学習・生活支援事業   |
|-------------------|---|---|--|---|---|
|                   |   |   | 地域居住支援事業<br>(※平成31年4月施行)   |   |   |
| 事業概要              | 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。  | 住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。  | シェルター等を退所した者や地域社会から孤立した状態にある生活困窮者に対して、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を実施。 | 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成する。 | 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援や、生活習慣・育成環境の改善のための支援等を実施する。 |
| 実施自治体数<br>(H30年度) | 435自治体<br>(48%)   | 277自治体<br>(31%)   | 14自治体<br>(H31年4月時点)<br>※補助金協議ベース                                       | 403自治体<br>(45%)   | 536自治体<br>(59%)   |
| 補助率               | 2/3   | 2/3   |  | 1/2<br>※「一体的実施」の場合<br>2/3   | 1/2   |
| 所得要件等             | <p>○ 次のいずれにも該当する者。</p> <p>イ 世帯収入が、市町村民税が課されていない者の収入の額を十二で除して得た額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下。</p> <p>ロ 世帯の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下。</p> <p>○ 上記に準ずる者として、上記額の把握が困難な者、該当するおそれがある者、都道府県等が必要と認める者であること。</p> | <p>○ 次のいずれにも該当する者。</p> <p>イ 世帯収入が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下。</p> <p>ロ 世帯の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(百万円を超える場合は百万円)以下。</p> <p>○ 生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。</p> |  | —<br>(生活困窮者)  | —<br>(生活困窮世帯の子ども、保護者)   |



# 現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

|      |  | 実施主体                                    | 事業の性質   | 国費の性質           |  | 地方財政法上の負担金への該当 | 実施自治体数   | 設置箇所数                           |
|------|--|---|---|-----------------|--|----------------|--|---------------------------------|
|      |  |   |   |                 | 負担割合   |                |  |                                 |
| 介護   | 生活支援体制整備事業<br>(生活支援コーディネーター<br>(地域支えあい推進員、協議<br>体の設置)) | 市町村                                     | 義務的实施   | 義務的経費<br>(交付金)  | 国 38.5%<br>都道府県 19.25%<br>市町村 19.25%<br>一号保険料 23%          | ×              | 1,741市町村   | —                               |
|      | 一般介護予防事業   | 市町村                                     | 義務的实施   | 義務的経費<br>(交付金)  | 国 25%<br>都道府県 12.5%<br>市町村 12.5%<br>一号保険料 23%<br>二号保険料 27% | ×              | 1,741市町村   | —                               |
| 障害   | 自立支援協議会<br>(交付税措置)                                     | 都道府県・市<br>町村<br>(複数市町村<br>による共同<br>実施可) | 任意的実施   | (交付税)           |  | ×              | 1,715自治体<br>(1,248協議会)<br>(都道府県・市町村の合<br>計)                | —                               |
|      | 地域活動支援センター事業<br>(基礎的事業・機能強化)                           | 市町村<br>(複数市町村<br>による共同<br>実施可)          | 必須事業  | 機能強化分<br>(補助金)  | 国 1/2以内<br>都道府県 1/4以内<br>市町村 1/4                           | ×              | 1,027自治体<br>※平成29年度実績報告<br>における地活センター機<br>能強化事業実施自治体<br>数  | 3,038力所<br>※平成29年度社会福<br>祉施設等調査 |
|      |  |   |   | 基礎的事業分<br>(交付税) | —  | ×              | 1,741自治体   |                                 |
| 子ども  | 地域子育て支援拠点事業  | 市町村                                     | ・地域子ども・子育て支援<br>事業自体は市町村が<br>行う「ものとする」とされ<br>ている<br>・地域子育て支援拠点事<br>業含め実施する事業の<br>組み方については自治<br>体の任意 | 裁量的経費<br>(交付金)  | 国 1/3<br>都道府県 1/3<br>市町村 1/3                               | ×              | 237市町村<br>※(「地域支援加算」の<br>うち、地域の子育て<br>資源の発掘・育成を<br>行う取組部分) | 653力所<br>(平成30年度交付決定<br>力所数)    |
|      |  |   |   |                 |  |                | 477市町村<br>※(「地域支援加算」の<br>うち、多様な世代との<br>連携等の取組部分)           | 1,327力所<br>(平成30年度交付決定<br>力所数)  |
| 生活困窮 | 生活困窮者のための共助の<br>基盤づくり事業                                | 市町村                                     | 任意的実施   | 裁量的経費<br>(補助金)  | 国 1/2<br>市町村 1/2   | ×              | —  | —                               |

※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したもの。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。  
例)障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

# 本日議論いただきたい点

(基本的な考え方)

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①断らない相談支援
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。
- ◆ 新たな事業を行うに当たっては、各市町村は、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、それぞれの域内における(全世代・全属性に対する)包括的な支援体制の整備方針について検討を行うことが求められる。

論点① 本資料において提示している、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」それぞれの機能案について、どのように考えるか。欠けている観点はないか。特に、包括的な支援体制を構築するために、以下の機能等について、どのように考えるか。

## ①断らない相談支援

- ・世帯全体を見渡し、世帯をとりまく支援関係者間を総合調整する機能(多機関協働の中核の機能)
- ・個別制度につなぎにくい課題等に関して、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能
- ・住民の視点から見た相談しやすさの観点から、市町村内に最低1か所の「断らない相談支援」を行う場を明示すること

## ②参加支援

- ・困窮支援の任意事業をベースとした狭間のニーズに対応する機能

## ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- ・ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
- ・住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

論点② 本資料において提示している新たな事業に対する財政支援案について、どのように考えるか。

論点③ 新たな事業を実施する市町村において、包括的支援体制の構築を進める中で、法定事業と密接な関係を有する支援体制の確保を求めることについて、どのように考えるか。

例・権利擁護の充実のため、成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の整備を行う

- ・住まいに困難を抱える住民に対し、住宅の確保・マッチングなどの支援を行うことができるよう、居住支援協議会の設立・参画を行う

(参考)検討会における主なご意見

- ・身元保証の問題が大きくなっているため、対応が必要。
- ・不動産業者等にも悩みがあり、安心感を与えていくことが出口の広がりにつながっていく。
- ・権利擁護のための支援は、属性に関わらず地域の様々な支援を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能の部分に入れた方が良いのではないか。

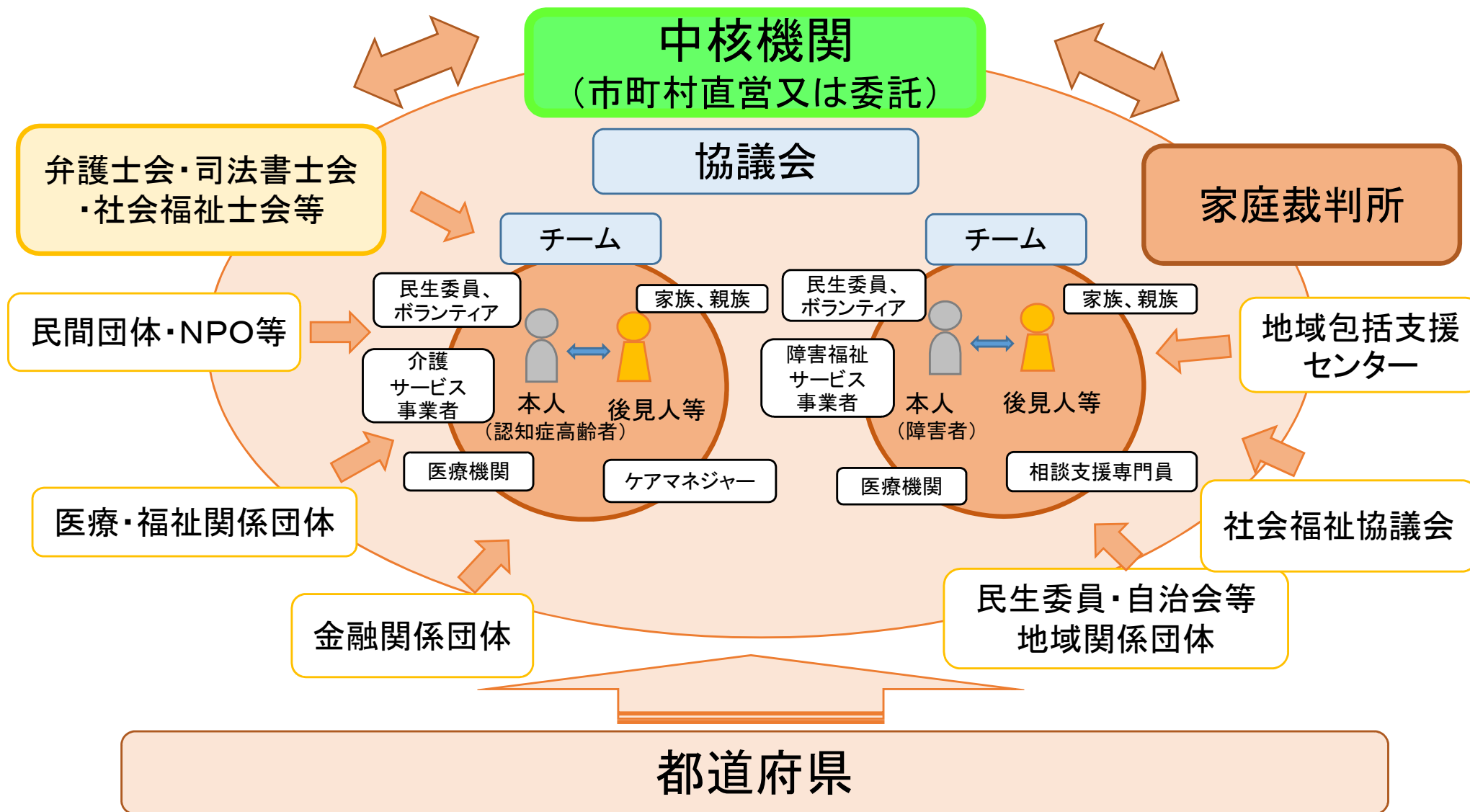
# 参考資料

# 地域連携ネットワークとその中核となる機関

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

## 概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

### (1) 設立状況 90協議会が設立 (R1年9月30日時点)

- 都道府県 (全都道府県)
  - 区市町 (43市区町)
- 北海道本別町、横手市、鶴岡市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、横浜市、鎌倉市、川崎市、名古屋市、岡崎市、岐阜市、京都市、宇治市、豊中市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

### (2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
(住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等)
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

### (3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援  
〔H31年度予算〕  
重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (9.3億円) の内数

